広報 いずみざき

昭和52年6月5日発行　（第121号）　編集・泉崎村役場総務課　印刷・野木印刷所

村作り五原則

一、互いに仲良く助け合い、明るい村を作りましょう。
一、教養を深め、文化のかおり高い村を作りましょう。
一、環境を整え、健康で清潔な村を作りましょう。
一、勤労に励み、豊かな村を作りましょう。
一、きまりを守り心を合わせて平和な村を作りましょう

こういうことは法律で禁止されました。

!!きれいな参議院議員選挙を!!

昭和52年7月3日任期満了に伴なう第11回参議院議員通常選挙は7月10日に執行されます。

現在参議院の定数は 252人（欠員2人）で今回半数の126人が選挙されますがその党派別内訳は自民党65人社会党32人、公明党10人、共産党9人、民社党5人、無所属3人、欠員2人となっております。

保革伯仲の中激しい選挙戦が予想されますが「贈らない」「もらわない」「求めない」の3ない精神を守り良識の府といわれる参議院を汚すことのないように有権者1人1人が自覚しきれいな選挙を実現しましょう。

選挙すべき定数は、全国選出議員50人地方選出議員は76人で福島県から選出する議員は2名であります。

今月の納税

- 県村民税　第1期
- 国民年金　第1期

△6月30日までに納入してください。

6月号

＜村民のうごき＞　世帯数 1,169　人口 5,451人　男 2,699人　女 2,752人

当村消防団日本消防協会長竿頭綬受彰

去る五月十八日郡山市民会館で開催された第三十回福島県下消防大会において当村消防団に優良消防団として日本消防協会長より竿頭綬が贈られました。

消防施設及び予防消防活動等が優秀と認められ今回の受彰となったものですが昨年の県知事竿頭綬に続く二年連続の受彰となり関係者一同今後共他町村の模範消防団として消防施設の充実に又予防消防の徹底に努力して行かなければと誓いを新たにしております。

なおその他同大会で表彰された当村関係者は次のとおりです。

○県知事表彰

親子消防

副団長　三本木長一

一分団長　三本木長

副団長　石川世男

団　員　石川俊一

○県消防協会長表彰

精勤章

副団長　三本木長一

副団長　石川世男

永年勤続退職者表彰

(二十年)　佐藤政章

竿頭綬(無火災)

泉崎村消防団第六分団　(瀬知房)

児童手当受給者の方へ

今年も児童手当の現況届の時期がやってきました。

この現況届は、毎年受給者の家族の状況、年間の所得、年金等の状況を調査し継続受給の有無を確認するものですから受給者の方は忘れずに届出をする様にして下さい。

尚、後日本人あてに通知します。

児童扶養手当の定時届について

今年も定時の所得状況届の時期がきました。現在児童扶養手当を受けている方で、まだ届出の済んでない方は至急、印鑑と証書を持参の上届出を済ませて下さい。

この届出をされませんと継続して受給することが出来なくなります。(住民課)

!!国民年金の加入もれ者はすぐ手続きを

国民年金は、二十才から六十才までの人で、厚生年金など他の公的年金制度に入っていない人が、すべて加入する国営の年金制度です。この国民年金へ一定期間加入して、六十五才になれば老金年金を受けられますが、加入の手続きを忘れていると、被保険者期間の終点である六十才まで保険料を納めても、老令年金が受けられないという困った場合が生じます。たとえば他の公的年金に全く加入せず三十五才以上になった人は、これから加入して、かさずに保険料を納めても老令年金が受けられません。このようなことにならないよう、二十才になった人、他の公的年金から移ってきた人はもちろん、未加の人は、すぐに国民年金へ加入する手続きをしてください。

緑化募金運動の目標達成なる

「伸ばそう、ふやそう、この緑」をスローガンに去る4月10日～4月30日までの20日間募金運動を行なってまいりましたが、村民の方々の深い御理解をいただき目標を達成することができました。

なお募金の使途については幼稚園、小中学校に緑化木を贈る計画であります。

三ケ月天候予報

福島地方気象台発表

梅雨入りは平年よりや、早く(六月上旬)梅雨期間中は時々冷涼不順な天候になりそうですが、梅雨明けは、ほぼ平年並(七月二十～二十五日)の見込みです。

盛夏期は太平洋の高気圧が昨年より強まり、かなり暑い日が続く期間もありますが、時々前線が南下して天気がくずれ気温の低くなる期間があるでしょう。

なお、この期間に本土に影響する台風が一～二個あるでしょう。

＜六月＞

オホーツク海に高気圧が現われやすく、上旬なかばころには梅雨に入る見込みです。時々低気圧や前線の影響をうけて、曇雨天の日立つ期間があり、月半ばころは比較的晴れ間の多い期間がある見込みです。月平的の気温は平年並か、やや低め、降水量は平年並かやや少なめの見込です。

＜七月＞

上旬は梅雨前線の活動が活発で曇りや雨の日が多いでしょう。中旬は一時頁型の天気になりそうですが、その後再び前線の活動により、雨が降りやすく気温の低い期間がある見込みです。本格的な梅雨明けはほぼ平年並で下旬の後半は暑い日が多くなるでしょう。

月平均の気温は平年並かやや低め、降水量は大体平年並の見込みですが、会津地方では局地的に多くなるところがあるかもしれません。

＜八月＞

上旬は一時前線が南下して天気がくずれ局地的に大雨の降るところがありそうですが、中旬は再び太平洋の高気圧におおわれて暑い日の続く期間がある見込みです。下旬は大陸から高気圧が現われて、平年より気温の低い日が多くなるでしょう。月平均の気温は平均並、降水量は平年並かや、多めの見込みです。

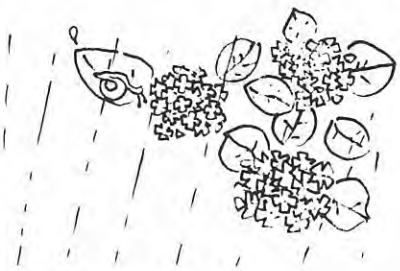

印紙税の税額が 5月1日からかわりました

主な改正は50円であったものが100円に引き上げられています。

＜印紙税の税率＞

課税文書	改正
(1) 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (2) 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (3) 消費貸借に関する契約書 (4) 運送に関する契約書（用船契約書を含む）	契約金額 10万円以下　100円 10万円超　50万円以下　200円 50 〃　100 〃　500円 100 〃　500 〃　1,000円 500 〃　1,000 〃　5,000円 1,000 〃　5,000 〃　1万円 5,000 〃　1億円以下　3万円 1億円超　5 〃　5万円 5 〃　10 〃　10万円 10 〃　15万円 記載金額のないもの　100円
請負に関する契約書	契約金額 100万円以下　100円 100万円超　200万円以下　200円 200 〃　300 〃　500円 300 〃　500 〃　1,000円 500 〃　1,000 〃　5,000円 1,000 〃　5,000 〃　1万円 5,000 〃　1億円以下　3万円 1億円超　5 〃　5万円 5 〃　10 〃　10万円 10 〃　15万円 記載金額のないもの　100円
約束手形又は為替手形	手形金額 100万円以下　100円 100万円超　200万円以下　200円 200 〃　300 〃　300円 300 〃　500 〃　500円 500 〃　1,000 〃　1,000円 1,000 〃　2,000 〃　2,000円 2,000 〃　3,000 〃　3,000円 3,000 〃　5,000 〃　5,000円 5,000 〃　1億円以下　1万円 1億円超　2 〃　2万円 2 〃　3 〃　3万円 3 〃　5 〃　4万円 5 〃　5万円 一覧払い等のもの　100円
物品切手	券面金額 3,000円以下　100円 3,000円超　1,000円又は端数ごとに　30円 記載金額のないもの　100円
株券、出資証券若しくは社債券又は証券投資信託若しくは貸付信託の受益証券	券面相当金額 500万円以下　100円 500万円超　1,000万円以下　500円 1,000 〃　5,000 〃　1,000円 50 0 〃　5,000　5,000円
合併契約書 定款	2万円
継続的取引の基本契約書	2,000円
預貯金証書 貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券 保険証券 信用状 信託行為に関する契約書 永小作権、地役権、無体財産権の実施権等の設定又は譲渡に関する契約書 債務の保証に関する契約書 賃貸借又は使用貸借に関する契約書 委任状又は委任に関する契約書 金銭又は有価証券の寄託に関する契約書 物品又は有価証券の譲渡に関する契約書 債権譲渡又は債務引受けに関する契約書 配当金領収証又は配当金振込通知書	100円
金銭又は有価証券の受取書	受取金額 100万円以下　100円 100万円超　200万円以下　200円 200 〃　300 〃　300円 300 〃　500 〃　500円 500 〃　1,000 〃　1,000円 1,000 〃　2,000 〃　2,000円 2,000 〃　3,000 〃　3,000円 3,000 〃　5,000 〃　5,000円 5,000 〃　1億円以下　1万円 1億円超　2 〃　2万円 2 〃　3 〃　3万円 3 〃　5 〃　4万円 5 〃　5万円 売上代金以外等のもの　100円
預貯金通帳、保険料通帳等	100円
1,2,16,18,19,22号文書の事項を付け込んで証明する通帳	200円
判取帳	2,000円

農繁期防犯運動実施中

―戸締りしっかり ドロボウ追放―

梅雨に入ろうとしている六月、野良に山野に人影が多く見られる季節となりました。

春から初夏にかけての時季は、最もさわやかで過ごし易い季節ですが、反面、野良仕事や行楽のために家が留守がちとなり、また、農家などでは昼間の疲れから夜の戸締りがおろそかになり、いずれもあき巣や、忍び込み犯くの格好の的になっています。

また、この季節は、幼児の屋外での遊びが多くなり、親達の監視の目が届かないために、洗い場用水堀、防火用水池等での水死事故砂利採取場、資材置場などにおける事故が目立って多くなります。

そこで、警察では、地域のみなさんとともに、

◎農繁期の盗犯予防
○田園パトロール作戦
○留守農家への防犯訪問
○夜間パトロールの強化
◎子供の水死事故防止
○危険個所のは握と危険防止の徹底
○農薬等による事故防止

等を重点に、農繁期の防犯運動を実施中です。

地域ぐるみの防犯運動を展開し、あき巣や子供の水難事故など一掃したいものです。

泉崎駐在所

ことしの交通安全スローガン

青 黄 赤

信号が青でも よく見てわたろうね

≪待っています≫

捜査活動にあなたの協力を

事件を見たとき・聞いたとき……
あなたの一言が“人の命を救い、財産を守り、社会を守ります”

捜査にぜひご協力を……

みんなの幸せ あかるい国保

広報五月号において「国民健康保険のしくみ」などについてご説明いたしましたので今月は「医療費の負担」「保険税」などについてご説明いたします。

▼医療費の負担

被保険者が保険医で保険証を提出して診療を受けたときの医療費は被保険者が、その三割を直接、保険医に支払い、残りの七割は保険者が支払います。保険者が支払う医療費は、保険医が請求した内容に誤りがないか、どうかを審査会で審査してから支払います。

▼保険者のふところ

保険者が負担しなければならない医療費は、被保険者が出し合った「保険税」と国や県の「補助金」で賄います。

▼補助金

国の補助金は医療費のほかに、事務費や、出産手当（助産費）についても交付されています。

内容は次のとおりです。

- 医療費……かかった総医療費の四割。
- 事務費……国保を運営するために必要な一定の事務の全額。
- 助産費……支給した助産費の三分の一。

▼保険税

保険税は、国保で必要な経費を計算し、総額を一家の所得割、資産割、被保険者数割、平等割などを加味して世帯ごとに算出しています。

特別減税が行われ 昭和51年分の所得税

還付される金額は、本人は6千円、控除対象配偶者や扶養親族は1人につき3千円として計算した金額です。ただし、納めた昭和51年分の所得税の方が少ないときは、その税額までとなります。

◎還付を受けられる人

還付を受けられる人は、昭和51年分の所得税を納めた人です。ただし、利子、現当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

◎還付方法とその手続

①サラリーマンの場合

本年6月1日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ6月～7月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。しかし、給与以外に所得があったり、二ケ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときはその分については、次に説明する〝事業所得者などの場合〟と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、6月下旬ごろに税務署から還付を受けられる金額をお知らせします。その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

③その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって5月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。この場合、昭和51年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

くわしいことは、最寄りの税務署へおたずねください。

仙台国税局・税務署

▼医療費と保険税

被保険者が保険による診療を受けたときの医療費は、診療を受けた人が三割、国が四割、残りの三割を保険税で負担します。

かりに、医療費が一万円かかったとします。この場合、診療を受けた本人が三千円を直接保険医に支払い、残りの七千円を後で保険者が支払います。この保険者が支払う七千円は、国が四千円を補助金として負担しますが残り三千円は保険税で賄わなければなりません。

このため、医療費がふえれば、ふえるほど、保険税が高くなり、ふだんから、丈夫で医にかかったことのないような人までが高い保険税を負担しなければなりません。

泉崎村国保より

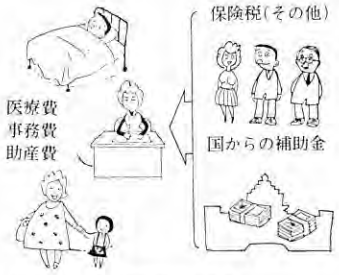

心配ごと相談所について

村の社会福祉協議会で開設している心配ごと相談所は開設以来数件の問題がありましたがそれぞれ解決しておりますので今後共活用されますようお願いします。

なお相談日は次の通りです。

一日時　毎月二十日午後十時～午後二時）

但し二十日が休日のときはその前日

二場所　泉崎村老人ホーム（下宿ポンプ置場裏）

※体協だより※

●早起き野球大会開始

五月二十三日明星グランドにおいて、早朝五時より開会式を行った。会長の始球式に始まり皆さんの協力のもとで盛大に行なわれた。

参加チーム15チームにより4ブロックリーグ戦で勝負をあらそいます。毎朝、5時30分より試合開始時間に集合しないチームは、7対0となります。

次の試合に各チーム一名墨審を出すこととし出ない場合出場停止となります。

小雨でも五時半グランドに集合して試合をやるかやらないか審判員が決定します。

雨天中止の場合の試合は中学校グランドで消化して行きます。

※体協は各部に審判、運営委員会をおくので体協の事業がスムーズに行われますよう村民皆さんの御協力をお願いします。

●スポーツ傷害保険に入るよう要望致します。

●六月十二日（日）職域ソフトボール大会。

●二十六日部落女子ソフトボール大会、今から練習を……。

※公民館だより※

●五月二十八日（土）

高令者学級の開講式を行い、泉崎駐在所桑原さんの交通安全大学の学習を行う。

●五月三十一日（火）農業改良普及所主催の婦人講座を行う、この講座の生徒は、今年度村から推せんされた婦人は次の通りであるがこの人達を中心として各方部で生活改善の波が拡がることを期待したい。

東地区

佐川ヨシ子、田崎モト子、薄井トミエ、小林春江、水野谷友子、菊地春江、北沢節子、駒橋せつ、駒橋芳子、北沢のり子、高久さつ、小針はな子、菊地良子、小針隆子。　小林啓子

西地区

中野目八重子、野崎礼子、西巻恵美子、吉田千恵子、長久保恵美子、鈴木育子、小林さよ子、井戸沼ひで子、橋本カツ子、本柳春子、本柳幸子、武田千恵子。

●サツキ愛好会の駅の美化作業奉仕――サツキ幼木を四氏が寄贈

去る五月二十二日早朝、サツキ愛好会役員約二十名で、泉崎駅前とホームのポットに、サツキ幼木約千本を植えた。幼木を寄付された人は次の通りで、感謝されている。

田崎正三殿　二〇箱分
田崎三二殿　一〇箱分
北沢正臣殿　一〇箱分
薄井幸左エ門殿　同

中島村の円谷弥三郎殿からは特に白樺五本の御寄付があった。

●庭木の寄贈者

松欅等　水戸勘次殿
楓、皐月、鈴木正三郎殿
カンナ多数堂下老人会殿

※学園だより※

幼稚園

●五月一三日、遠足運動、全児が歩いて泉崎二小のまはぎが岡まで、往復約三粁元気に歩いて徒歩訓練もできた。

●六月一九日（日）父の日に父親の参観日、家庭教育と幼稚園教育との関連を考えていただく。

泉崎第一小学校

●五月二十二日（日）大運動会、朝から天候に恵まれて盛大に行われた。

●六月二日、自転車教室、正しい自転車の乗り方を指導します。家でも守らせて下さい。

●六月七・八日、六年生が少年自然の家で一泊二日の共同生活と学習をする。

●六月二十日（月）プール開き、それまでにPTAでプール整備の奉仕を行う。

泉崎第二小学校

●田崎さんへ火災見舞金

去る五月十三日火災にあった田崎雄一郎、光君に児童会と先生方で見舞金を贈った。突然の火災で二人は学用品一切を失った。

●六月二十五日（土）

プール開きを行い、全児童が水泳できるよう利用度を高める。

泉崎中学校

●五月二十九日（日）PTA役員奉仕作業、九時から校庭整備作業を行う。

●六月二二・二三日、中学校体育連盟総合大会、白河市と西郷村が会場、本校から、各種目に選手を送る。

●六月三十日、中体連陸上競技大会、会場は矢吹中、本校から各種目に出場。

●県教委による防火診断、六月十三日、木造校舎の本校の防火診断が県教育委員会と消防署によって行われる。

〈郷土編纂室だより〉

金の幣束

泉崎の富久保は都橋とともに古くから拓けた部落であった。

昔この富久保部落にシダレ櫻が一本あった、この桜は四月になると奇麗な花をつけ咲き続けるので、この花の咲く頃には百姓は稲の種子籾をエッボ（小さな池）に浸すのが習しであった。

種籾を浸したら田に推肥を運んで田を耕す、田植えの準備の忙がしい時節となる。

こんな忙しい或る日のこと、このシダレ桜の樹の附近に沢山の鳥が集って声高に騒いでいた。鳥の数は次才に増えつづけ富久保の上空は鳥でいっぱいとなった。その鳥の鳴き声は何か異変を知らせるようで無気味であった。

部落の人々も集ってその無気味さを感じていた。

桜の樹附近を中心に舞う鳥は、何を声高に騒ぐのかおそるおそるその樹の根元附近を見ると、何か黄色にかがやくものがある。よく見るとそれは金色の幣束であった。

部落の長老がこの幣束を取りあげて、

「みなの衆、このようなところに立派な金の幣束がある。この幣束をどうしたなら良いだろう」

と部落の者にはかったところ

「これは私すべきものではない。泉崎の守り神さまの峠に納めよう」

と決ったので、この幣束を峠の荷神社に奉納した。

鳥が守ってくれた幣束、これから鳥峠と名付けたと言う言い伝えもある。

文化財審議委員遠藤輝之助

訪問販売 通信販売 マルチ商法 （訪問販売等に関する法律）を知っておこう

1この法律の目的

最近、販売方法の多様化には著しいものがあります。中でも「訪問販売」、「通信販売」、「連鎖販売取引（マルチ商法）」は広く行われるようになりました。

これらの販売方法に対して消費者の対応が未だ不十分であるため、トラブルが相次ぎ、消費者に被害を及ぼすことが少なくありません。

しかし「訪問販売」や「通信販売」には、消費者にとって便利な面もあり、適正に行われる限り評価し得るものです。

一方、「連鎖販売取引（マルチ商法）」は、そもそも困難なもうけ話に消費者をまきこむ点に問題点があります。そこで、この法律は、これらの販売が適正に行われるよう一定のルールを設けるとともに、万一の場合の救済手段を用意したものです。

2訪問販売

●訪問販売とは

この法律では家庭や職場における販売に限らず、店舗や店舗とみなし得る場所以外の場所で行われる販売を「訪問販売」としています。

●訪問販売に対する規制

1販売業者の名前などの明示

販売業者は、訪問販売を行おうとするときは、販売業者の名前と販売しようとする商品を消費者に告げることになっています。

2書面の交付

販売業者は、消費者から商品購入の申込みを受けたときや販売したときに、販売条件などの内容を明らかにした書面を消費者に交付することになっています。

3クーリング・オフ

消費者は、この書面を受取った日を含めて4日以内であれば、無条件で解約することができます。

ただし、現金購入（その場で商品を受取り、代金を支払った場合）の場合や化粧品、マンドームなどの消耗品を使った場合はできません。

4損害賠償などの額の制限

クーリング・オフ期間経過後、消費者が解約を望み、販売業者がそれに応じた場合は、販売業者が請求できる損害賠償や違約金の額は一定の限度内に制限されます。

3通信販売

●通信販売とは

この法律では、郵便、電話などの通信手段により商品購入の申込みを行うものを「通信販売」としています。

通信販売に対する規制

1広告の表示

販売業者は、通信販売の広告を行うときは、その広告に、販売価格、商品の引渡期間などの販売条件を表示することになっています。ただし、請求により別に全ての表示事項を表示したカタログなどを送付する場合は、これらの表示事項の一部を省略することができることになっていますので、注意して下さい。

2前払式通信販売の承諾などの通知

前払式通信販売の場合、販売業者は、商品の代金を受取った後、商品の引渡しに時間がかかるときは、その申込の承諾の有無や代金を受領した旨などを書面で通知することになっています。

4指定商品

（訪問販売、通信販売を行なう場合この法律が適用される商品）

1、健康食品
2、観賞用植物
3、利器、工匠具
4、作業工具、電動工具
5、家庭用ミシン等
6、時計
7、家庭用はかり等
8、望遠鏡、双眼鏡等
9、写真機械器具
10、八ミリ撮影機等
11、消火器等
12、ガス漏れ警報器等
13、家庭用電気治療器等
14、電子式卓上計算機
15、家庭用電気機械器具
16、インターホン等
17、乗用自動車等
18、自転車
19、コンドーム等
20、防虫剤、防臭剤等
21、化粧品、合成洗剤等
22、手編み毛糸、手芸糸
23、幅十三cm以上の織物
24、衣服
25、身回品、身辺細貨等
26、履物
27、家庭用繊維製品等
28、家具、家庭用装置品
29、料理用具、暖房用具
30、衛生器具
31、台所用具、食卓用具
32、室内娯楽用具
33、おもちゃ、人形
34、釣魚具、運動用具
35、鉄棒、子供用車両
36、書籍
37、地球儀、写真等
38、レコード、テープ
39、万年筆、印章等
40、楽器
41、かつら
42、仏壇等
43、収集器品

5ネガティブ・オプション

注文もしていないのに販売業者が勝手に商品を送ってきた場合は3ケ月（消費者からその商品の引取りを請求した場合はその日から1ケ月）経過するとその商品の返還請求に応じなくてもよいことになっています。送られた消費者は、その商品の代金を支払う必要はありませんし、送り返す必要もありません。3ケ月経過すれば自由に処分できます。

6連鎖販売取引（マルチ商法）

●連鎖販売業及び連鎖販売

取引とは

「連鎖販売取引」とは、2万円以上の商品の購入や取引料の提供（特定負担といいます。）を条件とする商品の販売に関する取引をいいます。

「連鎖販売業」とは、物品の販売の事業であって、再販売をする人（消費者は入りません。）を、利益（他の再販売をする人や会社から提供されるリクルート料等）が受けられることをもって誘って、連鎖販売取引をすることをいいます。

●連鎖販売取引の規制

1広告の規制、不当な勧誘行為の禁止

連鎖販売取引についての広告には、商品の種類、特定負担などを明示することが義務づけられています。また、連鎖販売取引の勧誘にあたって、統括者や勧誘者が、重要な事項について故意に事実を告げなかったり、うそをいったりすると刑罰が課せられます。

また、適正を欠く勧誘（誇大な宣伝をしたり、うその情報を告げたり、おどしに近い方法をつかったりして行う勧誘）についても規制が加えられています。

2書面の交付と契約の解除

業者は、特定負担についての契約を結ぶ前に、連鎖販売業の概要を証した書面を、連鎖販売取引の契約を結んだときには、契約の内容を示す書面を交付しなければなりません。

契約を結んだ後でも、契約内容を示した書面を受取った日を含めて14日以内であれば、無条件で契約を解約することができます。

消費者相談室は、次の場所に設置されていますのでご利用ください。

●通商産業省消費者相談室
〒一〇〇　東京都千区田区霞が関一―三―一
電話代表〇三（五〇一）一五一一

★行政相談についてのお知らせ

本年四月一日付で行政管理庁長官から堂の下の菊地徳さんが行政相談委員に委嘱されましたので、どんな事でも遠慮なく相談されますようお願いします。

尚相談については一切秘密を守り、無料です。

相談の日程は次のとおりです。

〔相談日程〕

期日	場所	期日	方部巡回
6月1日・11日・21日	自宅	6月5日・15日・25日	毎月5日東地区
7月1日・11日・21日	泉崎中央公民館	7月5日・15日・25日	〃 15日西地区
10月1日・11日・21日	自宅	10月5日・15日・25日	〃 25日北地区
11月1日・11日・21日	泉崎中央公民館	11月5日・15日・25日	※東地区は、旧関平方部
12月1日・11日・21日	自宅	12月5日・15日・25日	西地区は、旧川崎方部
1月2日・11日・21日	泉崎中央公民館	1月5日・15日・25日	北地区は、高根・太田川方部
2月1日・11日・21日	自宅	2月5日・15日・25日	
3月1日・11日・21日	泉崎中央公民館	3月5日・15日・25日	
4月1日・11日・21日	自宅	4月5日・15日・25日	
5月1日・11日・21日	泉崎中央公民館	5月5日・15日・25日	

（備考）菊地委員の自宅　泉崎村大字北平山字堂ノ下30番地
電話番号7446
定例相談日以外でも事情に応じて自宅で相談に応じます。

第九回「かんぽ資金」写真コンクール作品募集

かんぽ資金（郵便局の簡易保険の資金）は、地方に還元され住民福祉増進のために役立てられています。

泉崎村にも、このほど完成した村営住宅をはじめ、小中学校、給食センター、プールの建設、村道林道の整備などに二十三件、一億八千六百円の融資を受けております。

そこで、かんぽ資金をみさなんに理解していただくために、簡保積立金の融資施設を対象とした写真コンクールの作品を次の要領で募集しております。

●内容

かんぽ資金の融資施設を題材とした明るい作品

融資施設については、郵便局、役場にお尋ねください。

●作品の大きさ

白黒は四つ切り、カラーはスライド35ミリ以上（単写真、組写真いずれも可、作品は五点以内とする）

●応募細則

未発表の作品で、画題、簡保資金融資施設名、住所、氏名を白黒は裏面、カラーはマウントに記入してください。

応募作品は原則として返却いたしません。

●賞

カラー、白黒の両部門それぞれの入賞者に賞金、トロフィーを進呈するほかか応募者全員に記念品を進呈します。

●作品の受付

郵便局の保険窓口

●締切日

昭和五十二年八月十日

泉崎郵便局

交通指導員の交替

村民の皆様方から非常に尊敬され、十ケ年間の長い期間交通整理の指導員として慕しまれた。酒井一一氏が一身上の都合により退職されました。後任に大字泉崎字舘佐川忠氏が交通指導員に任命されました。

酒井一一氏は交通指導員創設以来勤務され非常に積極的に交通事故の撲滅運動に参加されました。又更に川崎地区運転者会の会長の要職に就任され、運転者の法令講習或は運転技術の向上等、非常に敏腕を発揮されました。酒井さん本当に長い間御苦様でした厚くお礼申上げます。

新任の佐川忠氏は川崎地区運転者会の副会長として長い間交通関係に活躍されています。今回、奥様と一心同体となって交通指導員の職責を遂行する意欲に満ちておりますので今後共に村民のご協力をお願いします。

〈税務署だより〉

被災者は所得税が軽減

今年の記録的な大雨によって、東北各地で相当の被害を受けたように、災害は何の前触れもなくやってきて、経済的、精神的に大きな打撃を与えます。

このような災害に対し、国や地方自治体では復旧作業や物的援助を行って復旧に当りますが、税金の面でも徴収猶予されたり軽減されるなど救済の方法があります。

救済の方法には、①損害額が、その年の所得金額の一〇%を超えた場合に、その超えた金額を所得金額から控除する雑損控除と②住宅や家財に、その価額の半分以上の損害を受けた場合に、所得税が減免される災害減免法による方法があります。

また、サラリーマンが災害を受けた場合には、源泉所得税の徴収猶予や、すでに納めた税金の還付を受けることができます。

風水害や火災など、万一被害を受けたときは最寄りの税務署か税務相談室におたずねください。

還元されている税金

私たちが健康で快適な生活ができるように、国や地方公共団体ではいろいろな活動を行っています。

例えば、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育や科学の振興などですが、税金はこのような活動の大切な財源であり、私たちみんなが負担しなければならない社会共通の経費であるといえます。

そこで、私たちが納める税金の千円当りの使い道を、昭和五十二年度の一般会計予算でみてみますと次のようになっています。

泉崎村土地改良区事務所移転並に電話新設のおしらせ

泉崎村土地改良区事務所を六月六日より左記に移転いたしましたのでおしらせします。

尚電話番号は、二五三五番です。

移転先　泉崎村大字泉崎字下宿八〇（旧診療所跡）

おいわい　おめでた　おくやみ

□結婚おめでとうございます。

新郎	新婦	住所	
本柳	義秋	下宿	
	恵子夫妻	郡山市	
海上	晃吉	新宿	
	淳子夫妻	白河市	

□出生おめでとうございます。

お子様名	父親名	
小林　政志	正	大字太田川字上町二十一番地
中野目美和	伝	大字泉崎字外ノ八十三
緑川　利奈	利男	大字関和久字木ノ内六二
須藤　一義	行義	大字泉崎字休場八
北畠　里美	龍也	大字踏瀬字踏瀬七十一

■謹んでお悔み申し上げます。

小玉　ハル	六九才	大字北平山字新田十
佐々木キミエ	六三才	大字踏瀬字踏瀬七十一

役場職員の四週五休制度について

現在の社会制度に鑑み行政のサービスの低下を避けつつ、現行の定員と現行の予算の範囲内で、将来週休二日制を実施することとした場合における諸問題点をはあくし又今後に於ける対策の検討に資するため、七月二日から一ケ年間試行することになりました。

試行でありますので職員一人当り月一回で三ケ月間（一年間に三日間）土曜日は休日になります。試行期間中でも公務の運営に支障をきたすおそれがある場合はこれを中断又は打切ります。